

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	農山漁村地域整備交付金				担当部局庁		農村振興局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成22年度～				担当課室		整備部農村整備官		農村整備官 大田 武志		
会計区分	一般会計				施策名		⑥優良農地の確保と有効利用の促進 ⑦農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保安全管理・整備、 ⑪農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全、 ⑫森林の有する多面的機能の発揮、 ⑬漁村の健全な発展				
根拠法令	土地改良法第2条、森林法第41条、第193条 海岸法第27条				関係する計画、通知等		東日本大震災からの復興の基本方針 我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 土地改良長期計画(平成20年12月26日閣議決定) 森林整備保全事業計画(平成21年4月24日閣議決定) 漁港漁場整備長期計画(平成19年6月8日閣議決定) 社会資本整備重点計画(平成21年3月31日閣議決定)				
事業の目的	震災の教訓を踏まえ、今後発生しうる大規模地震により損壊のおそれのある農業水利施設の耐震性の強化、土砂崩壊防止等の森林の公益的機能の発揮による災害に強い森林づくり、震災被災地のほか東海・東南海・南海地震に伴う津波が想定される地域に重点化し早急な海岸保全施設の整備等を通じて、災害に強い国づくりを進め、早期に地域の安全・安心の確保を図る。										
事業概要	東日本大震災からの復興の基本方針を推進するため、以下の事業を実施。 ①震災の教訓を踏まえ、今後発生しうる大規模地震により損壊のおそれのある農業水利施設の耐震性の強化に資する改修・整備を実施。 ②山地災害を防止するため、山腹斜面や渓流を安定させる施設の整備を実施。 ③震災被災地のほか、東海・東南海・南海地震に伴う津波が想定される地域に重点化し早急な海岸保全施設の整備等を実施。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	31,761		-		-		1,968		33,729		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の果積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(年度)						
	農業水利施設等の耐震性の強化		施設	4			事業実施想定箇所数		箇所	(91)	
	防災上、特に緊急性、必要性の高い集落において周辺の森林の山地災害防止機能等の確保(直轄事業を含む)が図られた集落数		集落数	54,280							
津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されない面積[参照：社会資本整備重点計画]		千ha	4.2								
単位当たりコスト	22(百万円／箇所)				算出根拠		1,968百万円/91箇所(事業実施想定箇所数)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						復興基本方針における、3(イ)、3(ハ)、5(1)②(ii)、5(4)⑤(ii)(iii)(iv)に記載されている諸原則や施策の考え方と整合が図られている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						被災地等からは、農業水利施設の耐震性の強化など防災対策の充実も含め、これら事業実施や予算確保について要望されているところ。大震災の教訓を踏まえ、災害に強い国づくりを進めるため、ハードとソフトを組み合わせ、防災・減災対策の推進を図るためには、農林漁業等の復興に向けた基盤の整備が必要不可欠である。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						対象事業は整備計画に基づき計画的に実施しており、また、地方公共団体の裁量により、事業間の予算融通が可能であることから、効果的・効率的な実施が可能。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						事業の着手に当たっては、費用対効果分析に加え、事業の必要性、効率性の観点から総合的な評価を実施しており、地方公共団体において自主的・主体的に検証し、その結果を公表している。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						地方公共団体が作成した整備計画において事業実施主体を区分し、これに基づき事業を実施。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						事業の実施に当たっては、整備計画を作成し、この中で関連事業と計画的でかつ整合がとれた整備を連携して実施しており、関連計画との整合性及び計画的な事業実施が確保されている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						地方の主体的な判断により、予算の配分や地区間の融通が可能であり、適切な執行管理が行われている。					